

# テールゲートリフター 特別教育インストラクター講座

運送事業に携わる方はご存じかもしれませんが、  
労働安全衛生規則の一部が改正されました。

大きな改正のポイントは以下の通り、

1. 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大（最大積載5 t以上⇒2 t以上）

2. テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化

当社では、テールゲートリフトの特別教育指導を出来るインストラクターを任命し、社内教育体制を整えました。墜落等に対応したヘルメットも発注し改正に向けて準備を進めております。

当該リフトによる事故、怪我ゼロを目指します！

